専利 (出願) 権譲渡契約

譲渡側	 	
郵送先住所		
讓受側		
郵送先住所		

締結地

締結日 年 月 日

有効期限 年 月 日まで

国家知識産権局監修 2023年6月

前文 (説明条項)

	的(「 本契約 」)は以下の双方が 」)に (「 調印地 」)にて調印する
譲渡側: 郵送先住所: 郵便番号: 当定代表者: 担当者: 電話: メール:	- - - -
譲受側:(郵送先住所: 郵便番号: 法定代表者: 担当者: 電話:	- - -

譲渡側、譲受側を単独で「一方」と称し、合わせて「双方」と称する。

説明:

- (1) 譲渡側は対象専利(定義は第一条を参照)の専利権者/専利出願人である。
- (2) 譲受側は対象専利に対する調査に基づき、当該の対象専利の専利(出 願)権の取得を希望する。
- (3) 譲渡側は自身の有する対象専利の専利(出願)権を譲受側に譲渡することを承認する。

対等な協議を行い、双方共に以下のとおり本契約の締結を承認する。

第一条 名詞と用語(定義条項)

本契約において、双方が別途に書面の約定を有しない限り、以下の用語は下記の意味を有する。

- 1. 「本契約」「調印日」「調印地」「譲渡側」「譲受側」「一方」及び「双方」とは前文に規定の意味を有するものとする。
- 2. 「対象専利」とは本契約の第二条に規定の意味を有するものとする。
- 3.「配布資料」「専利管理部門」「査収基準」とは本契約の第三条に規定の意味を有するものとする。
- 4. 「**技術サービス**」「**研修**」とは本契約の第四条に規定の意味を有するものとする。
- 5. 「**譲渡費用**」「**対象製品**」「**純売上高**」「**純利益**」とは本契約の第五条 に規定の意味を有するものとする。
- 6. 「移行期間」とは本契約の第七条に規定の意味を有するものとする。
- 7.「不可抗力事由」とは本契約の第十三条に規定の意味を有するものとする。
- 8. 「機密情報」とは本契約の第八条に規定の意味を有するものとする。
- 9. 本契約における他の用語及びその意味は添付書類一に準ずる。

第二条 対象専利の専利 (出願)権の譲渡

1. 本契約における対象専利 (「**対象専利**」) は以下の第____番の方式により確定される(単一選択)。

(1)	本契約における素	ず家専利は名称な	17		
	の発明であり、専	郭利出願番号は_		であり、	
	(公告) 番号は_		である。	対象専利の)専利
	の種類は	(外観	設計専利/実	用新案専利]/発
	明専利)である。				
	日である。本	契約の調印日の	時点で、対象	:専利の状態	は_
	(授権	済み/出願中)	である。		
(2)	本契約における対	対象専利は計	件であり、詳	詳細は本契約	りの添
	付書類二に記載の)表を参照のこ <i>[</i>	 上		
(3)					
2. 譲渡側	は譲受側に対象専	利の専利 (出願)	権を譲渡する	うことを承認	以し、
対象	専利の専利 (出願)	権は譲渡登記の)日から譲受側	に譲渡され	ıる。
3. 対象専	利の専利(出願)	権の譲渡登記			
	(譲渡側/	/譲受側)は	日前	までに専利]管理
部門	に対象専利の専利	(出願) 権譲渡	登記申請を提出	出し、対象専	郭利の
専利	(出願) 権の譲渡登	記を可能な限り)速やかに完了	ア するように	_商業
的に	合理的な最善の努力	力を払う必要が	ある。	(譲渡	度側/
	側)は対象専利の耳				
力す	る必要がある。				
専利	(出願) 権の譲渡る	登記に必要な費用	刊(公定費用 <i>因</i>	なび仲介機関	目の手
数料	を含む)及び関連、	する税は		(譲渡側単独	由/譲
受側	単独/双方共同/				
			-		

第三条 配布資料

1. 配布資料の内容

譲渡側は譲受側に以下の第_____項に記載の資料(「**配布資料**」)を配布する必要がある(複数選択可)。

- (1) 譲渡側が対象専利に関する専利行政管理部門(中国国家知識産権局を含むがこれに限定されない、「**専利管理部門**」)に提出した、明細書、請求の範囲、明細書添付図面、要約及び選択図、請求書、意見陳述書及び代理委任書等を含む対象専利の全ての専利出願書類の原本(電子ファイル)。
- (2) 全ての専利管理部門が譲渡側に発行した、受理通知書、中間書類、授権決定書、専利証書及び副本、専利評価報告書を含む対象専利に関する全ての書類の原本。
- (3) 譲渡側が他者に対象専利実施を許諾した専利実施許諾契約書、 他者が実施開放許諾のために譲渡側に送付した通知書、開放許 諾使用費用支払証書、譲渡側の開放許諾取り下げ声明書、及び 許諾対象専利に関する他の書類。
- (4) 全ての専利管理部門が発行した対象専利の専利権が有効である か否かに関する証明書類の原本(最新の年間専利料納入証書又 は専利管理部門の専利登記簿)。専利権無効請求において、専 利管理部門が作成した専利権の有効性を維持する決定書又は 専利権の無効を宣告する決定書、人民法院が作成した関連の判 決書等。
- (5) 中国の機関又は個人が外国の機関又は個人に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連部門の譲渡承認書類の原本。

(ſΑ`	本契約の添付書類三に記載の配布資料。
١	· U	<u> </u>

(7)			

2. 配布資料の配布

譲渡側は以下の第____項の約定に従って配布資料を配布する必要がある(単一選択)。

(1)	譲渡側は日前までに、にての方式で、
	譲受側に全ての配布資料を配布する必要がある。
(2)	配布資料の配布の取り決めは双方の添付書類三における確認の フローに準ずる。
(3)	
, ,	
3. 配布資	料の査収
(1)	譲受側は配布資料を受け取ってから 日以内に (自
(1)	身で/適切な資格を有する第三者機関に委任して)配布資料を
	査収する必要があり、譲渡側は積極的に協力する必要がある。
(2)	双方が合意しており、配布資料の査収基準(「 査収基準 」) は
	以下の第項の約定により確定される(単一選択)。
	①譲受側が使用する関連の設備、材料、条件、プロセス及び技
	術者の能力、技術力等がいずれも対象専利の実施条件を満
	たした上で、技術資料は譲受側が対象専利を完全に実施で
	きるよう保証するものでなければならない。
	②技術資料は添付書類三における約定の基準を満たすもので
	なければならない。
	3
	g
(3)	査収基準を満たすものを査収した際に、譲受側は譲渡側に査収
(-)	合格の書面証書を提供する必要がある。譲受側が配布資料を受
	け取ってから日以内に、譲受側が譲渡側に査収合格の書面
	証書を提供せず、譲渡側への査収不合格通知書の発行も行わな

ければ、配布資料は査収基準を満たすものとみなす。譲受側の

査収について配布資料の全て又は一部が査収基準を満たしていないと判明した場合、以下の第___項の約定に準じて処理を行う必要がある(単一選択)。

①譲	養受側は譲渡側に査収不合格の件及び関連の理由を即時に
	通知する必要があり、譲渡側は査収不合格の通知を受けた
	日から日以内に当該の査収不合格に対する救済措置
	を行う必要がある。当該の救済措置行為が完了すると、査
	収合格となるまで、譲渡側は救済措置の技術資料を譲受側
	に提出して再査収を受ける必要がある。
②譲	受側は譲渡側に査収不合格の件及び関連の理由を即時に
	通知する必要があり、譲渡側は査収不合格の通知を受けた
	日から 日以内に当該の査収不合格に対する救済措置
	を行う必要がある。当該の救済措置行為が完了すると、譲
	渡側は救済措置の技術資料を譲受側に提出して再査収を
	受ける必要があり、回目の査収を受けても不合格で
	あった場合、譲受側は本契約を停止する権利を有し、また
	譲渡側は譲受側の支払い済みの譲渡費用を返還して譲受
	側のこれによる損失を賠償する必要がある。
③譲	受側は本契約を停止する権利を有し、また譲渡側は譲受側
	の支払い済みの譲渡費用を返還して譲受側のこれによる
	損失を賠償する必要がある。
4	
査収に関っ	する全ての費用は
(譲渡側)	単独/譲受側単独/双方共同/その他)の負担とする。

第四条 技術サービスと研修 (オプション)

1. 技術サービス

譲渡側は本契約に基づいて譲受側に以下の第項に記載の技術サービス(「 技術サービス 」)を提供する必要がある(単一選択)。
(1) 技術サービスの内容及び提供方式は添付書類四に準ずる。(2)
2. 研修
譲渡側は本契約に基づいて譲受側に以下の第項に記載の研修 (「研修」)を提供する必要がある(単一選択)。
(1) 研修の内容及び提供方式は添付書類四に準ずる。 (2)
3. 譲渡側の技術サービス又は研修が完了した後に、双方共に査収証明書類に署名する。技術サービス又は研修の過程で生じる各費用は (譲渡側単独/譲受側単独/双方共同/その他)の負担とする。
第五条 譲渡費用及び支払い方式
1. 譲渡費用及び支払い方式
本契約の第二条に記載の対象専利の専利(出願)権の代価として、譲 受側は以下の第 項の約定の支払い方式に従って譲渡費用(「 譲渡

(1) 固定費の支払い

費用」)を支払うことを承認する(複数選択可)。

譲受側は譲渡側への固定費	貴計 (人民元/米ドル/その他)
(元/米ドル/	(その他) (大字:)
を支払う必要があり、譲受	受側は以下の第番の方式で固定費
を支払う必要がある(単-	一選択)。
①一括支払い:	日前までに、譲受側は譲
渡側に全ての譲渡費用	用、すなわち(人民元/米ドル/その
他)(元/米ド	ル/その他) (大字:)
を支払う必要がある。	
②分割支払い:	
第一支払い:	日前までに、譲受側は譲渡側に
譲渡費用の%、	すなわち(人民元/米ドル/その他)
(元/米ドル/	/その他) (大字:)
を支払う必要がある。	
第二支払い:	日前までに、譲受側は譲渡側に
譲渡費用の%、	すなわち(人民元/米ドル/その他)
(元/米ドル/	/その他)(大字:)
を支払う必要がある。	
最終支払い:	 目前までに、譲受側は譲渡側に
	用、すなわち(人民元/米ドル/その
他)(元/米ド	ル/その他) (大字:)
を支払う必要がある。	

(2) ランニングロイヤリティの支払い

本契約でいう対象製品(「**対象製品**」)とは対象専利の保護範囲内にある製品を意味する。譲受側は以下の第___番の方式でランニングロイヤリティを支払う必要がある(単一選択)。

①売上高のランニングロイヤリティ:対象製品の初回販売の日
から、譲受側は(一年ご
と/半月ごと/一か月ごと/その他)の末日までに譲渡傾
に(当年分/半年分/当月分/その他)の対
象製品の純売上高の%を売上高のランニングロイヤ
リティとして支払う必要がある。本契約でいう純売上高
(「 純売上高 」)とは(譲受側/その他)
が指定の期間において信頼性のある公平な取引を通じて
第三者に対象製品を販売して得た総額(合法的に且つ合規
的に発行された請求書の金額に準ずる)のことを意味し
包装費用、輸送費用、税金、広告費用及び法律法規の要件
を満たす商業上の割引、は差し引
かれる。
②利益のランニングロイヤリティ:対象製品の初回販売の日か
ら、譲受側は(一年ごと/半月ごと/一カ
月ごと/その他) の末日までに譲渡側に(当
年分/半年分/当月分/その他)の対象製品の純利益の_
%を利益のランニングロイヤリティとし
て支払う必要がある。本契約でいう純利益(「 純利益 」
とは(譲受側/その他)が指定の期間
において信頼性のある公平な取引を通じて第三者に対象
製品を販売して得た総額(合法的に且つ合規的に発行され
た請求書の金額に準ずる)のことを意味し、包装費用、輔
送費用、税金、広告費用及び法律法規の要件を満たす商業
上の割引は差し引かれ、対象製品の生産材料の仕入れコス
ト、も差し引かれる。
③イニシャルペイメント及び(売上高/利益
のランニングロイヤリティ:F
前までに、譲受側は譲渡側にイニシャルペイメント(人目
元/米ドル/その他)(元/米ドル/その他)
(大字:)を支払ってから、上記の第_
番の方式で譲渡側に相応のランニングロイヤリティを
支払う必要がある。

4 _						
	 .,	が譲受側 監査でき		•	-	•

議受側は、譲渡側が譲受側のフンニンクロイヤリティの支払い 義務の履行状況を監査できるように保証する、財務勘定、生産 勘定、輸送勘定等を含む詳細で完全且つ正確な勘定記録を保存 する必要がある。譲渡側が合理的な事前の通知を行った上で、 譲受側は譲渡側又は譲渡側が任命した代表者もしくは機関に 当該の記録を公開して譲渡側の監査に供する必要がある。監査 の結果、譲受側が譲渡側に実際に支払ったランニングロイヤリ ティが、譲受側が支払う必要のあるランニングロイヤリティよ りも少なければ、譲渡側は譲受側に相応の差額を支払うよう要 求する権利を有し、当該の差額が、譲受側が譲渡側に支払う必 要のあるランニングロイヤリティの____%を超えていれば、譲 受側は監査により生じる費用も負担する必要がある。

(3)	他の費用の支払い形式

2. 国際決算方式 (オプション)

不关机场国先也越无亿国际的"太大"和"飞风","37亿"," <u>从</u> 77六亿 <u> </u>
(国際送金/国際代金取立て/国際信用状/国際ファ
クタリング) 決算方式で譲渡費用を決算し、具体的な取り決めは下記
のとおりである。

木契約は国境を載うた国際的か支払いに関するため 双方出に

3. 支払い口座番号

譲受側は上記支払い方式で譲渡費用を譲渡側口座番号に支払うか、 又は現金で譲渡側に支払う。譲渡側の口座名義人、取引銀行及び口座 番号は下記のとおりである。

口座	名義人	· :					
取引	銀行:			_			
4. 複数の	専利(出願)権	権者が共同	で有する専利	の専利	(出願)	権の譲渡費
用の	配分方	法につ	いて、以下	での第	_番の力	5式によ	り確定され
る (.	単一選	択)。					
(1)	専利	(出願)	権者	の配分比	率は	_%とす	る。
	専利	(出願)	権者	の配分比	率は	_%とす	る。
	専利	(出願)	権者	の配分比	率は	_%とす	る。
(2)	共同一	で有する	対象専利	の専利(出願)権者	が自身ら	っで協議し
	対象	専利の専	[利])権の譲渡費月	用の配分	分方法を	別途に約定
	する。						
(3)							

第六条 専利の実施と実施許諾の状況及び対処方法

1. 本契約の効力が生じる前に、譲渡側が対象専利を既に実施している場合、双方は以下の第_____項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する(単一選択)。

- (1) 譲渡側は本契約の効力が生じた後に直ちに対象専利の実施を停止する。
- (2) 譲渡側は本契約の効力が生じる前に有していた実施範囲内での み対象専利を実施することができる。
- (3) 対象専利について、譲受側は譲渡側にロイヤリティフリーの一般的な実施を許諾し、本契約の効力が生じた後に譲渡側に対象 専利を引き続き実施する権利を持たせる。

(4)			

- 2. 本契約の効力が生じる前に、譲渡側が対象専利の実施を他者に許諾している許諾契約について、双方は以下の第___項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する(単一選択)。
 - (1) 本契約は本契約の効力が生じる前に譲渡側が他者と締結した対象専利に関する実施許諾契約の効力に影響しない。
 - (2) 双方が合意しており、且つ譲渡側がライセンシーの合意を得ていることを陳述して保証しており、譲渡側の権利義務は本契約の効力が生じた後に譲受側に引き継がれる。

(3)	譲渡側は	(本契約の効力が生じる前に/本
	契約の効力が生じてから三-	十日以内に/その他) 他者による対
	象専利の実施を許諾する全	ての許諾契約を終了させる。

(4)			

3. 本契約の効力が生じる前に、譲渡側が対象専利について開放許諾声明を表明していた場合、本契約の効力が生じてから 日以内に開放許諾取り下げ声明書を専利管理部門に提出し、且つ提出してから 日以内に譲受側に通知する必要がある。

第七条 移行期間条項

る譲渡登記の日(「 移行期間 」)まで、譲渡側は対象専利の有効性	Eを
維持すべく、年間専利料、専利審査意見と無効請求の答弁及び無効	肺
訟の応訴等について対処する必要があり、且つ双方は以下の第_	
項に記載の取り決めについて承認する(複数選択可)。	
(1) 対象専利について、譲渡側が譲受側に領 域	で
の、(再許諾可能な/再許諾不可能な)、	
(独占的な/排他的な/一般的な)許諾を与え、譲受	と側
は適切な方式で前記の対象専利を自身で使用及び実施する	権
利を有する。	
(2) 移行期間において譲渡側が譲受側に前記の許諾を与える際に	1収
受する許諾費用について、双方は以下の第項の約定に	: 従
って処理を行うことを承認する(単一選択)。	
①譲受側は移行期間に前記の対象専利を自身で使用及び実するために譲渡側に許諾費用を支払う必要はない。 ②双方の別途の協議による。 ③	E施
(3) 対象専利の有効性を維持するための全ての費用(専利権維持	手の
ための年間料金、行政審査意見書と無効請求の答弁及び無効	拁訴
訟により生じる費用を含むがこれらに限定されない) (譲渡側単独/譲受側単独/双方共同/その他)の負担とす	
(4)	
\ 1/	

各対象専利について、本契約の効力が生じてから、専利管理部門によ

第八条 機密保持条項

- 1. 確定本契約における機密情報 (「**機密情報**」) は以下の第____番の 方式により確定される (単一選択)。
 - (1)機密情報とは一方(以下「**開示側**」と称する)が口頭、書面又は他の方式で他方(以下「**受領側**」と称する)に直接又は間接的に開示する全ての情報を意味する。当該の情報は本契約の各条項の具体的な内容、本契約の調印及び履行状況(双方の協議を経て承認した後の専利(出願)権の譲渡登記等の方式で公開されている情報は含まない)及び開示側が開示する技術資料及び財務、商業、業務、運営又は技術に関連する他の非公開情報を含むがこれらに限定されない。

機密情報は以下を含まない。

- ①受領側の開示により公に知られるものではない情報。
- ②開示側の開示よりも前に、受領側に正当に知られていた情報。
- ③受領側が第三者から合法的に、且つ機密保持制限又は機密保持義務に一切違反することなく入手した情報。
- ④受領側が機密情報を一切使用することなく、又は受領側の本 契約における義務に一切違反することなく独自に構成し た情報。

(<u> 5</u>					
	_					
	_					
(2)						
· / -						
-						

2. 開示側の事前の書面での合意を得ている場合又は本契約で別途に約定している場合を除き、(1) 受領側は開示側の機密情報を厳守し、これを保護するために必要なあらゆる機密保持措置及び機密保持体制

を採択する必要がある。(2) 受領側は本契約に規定の自身の義務の履行又は本契約に規定の自身の権利を行使するためにのみ任意の当該の機密情報を使用することができる。(3) 受領側は本契約における機密情報を受領側以外の任意の第三者に開示又は漏洩してはならない。

3. 受領側	は本契約に規定の自身の	義務の履行及び本	契約に規定の目身の
権利	の行使に必要な範囲にお	いてのみ、	(関連当事者/従
業員	/取締役/代理人/請負	業者/コンサルタ	ント/顧問/その他
に対	して知る必要がある範囲	に限って開示側の	機密情報を開示する
こと	ができ、上記の者は受領	፲側と機密保持協定	を締結し且つ本条の
規定	に合致する機密保持及び	不使用義務を遵守	しなければならない
4. 本契約	の履行が完了した場合又	は事情により終了、	変更する場合、受領
側は	開示側の機密情報を開示	:側に即刻返却する:	か又は破棄する必要
があ	り、また、受領側は受領側	代表が署名した返	却又は破棄に関する
書面	の証明を開示側に提供す	る必要がある。	
	保持条項の効力は以下の 択)。	第番の方式に	より確定される(単
(1)	本機密保持条項は本契約に有効になる	的の効力が生じてか	ら日以内
(0)	に有効となる。	カの字マカは数マ※	ま引も使も払もか去
(2)	本機密保持条項は本契約する。	7の元 乂は於 仮	も行き続き効力を有
(3)			

第九条 陳述と保証

1. 譲渡側は特にここに以下の第<u></u>項に記載の陳述と保証を行う(複数 選択可)。

- (1) 本契約の調印日の時点で、譲渡側は対象専利を譲渡するか又は配布資料を開示する完全な権利を有する。
- (2) 対象専利には本契約における譲渡側による譲渡に影響するか又はそれを制限する権利負担は一切なく、且つ本契約における譲渡に影響するか又はそれを制限する第三者と締結した契約は一切存在しない。
- (3) 譲渡側は本契約の添付書類五に列記された権利負担が本契約の 調印日以前の対象専利の全ての権利負担であるということを 承諾し、且つ譲受側に対象専利の全ての権利負担の証明書類を 提出する。本契約の添付書類五に列記された権利負担を除き、 対象専利には他の許諾、抵当等の権利負担は存在しない。
- (4) 譲渡側は、(a) 任意の対象専利の任意の請求項が無効もしくは履行不能となる、又は(b) 対象専利に含まれる任意の専利出願の任意の請求項を認めないかもしくは現在の出願の範囲よりも著しく制限する、又は(c) 譲受側が本契約に基づいて対象専利を実施することで第三者の合法的な権利を侵害することとなる、主張、起訴、訴訟又は法的手続きの通知又は脅迫を一切受けることはなく、且つ一切の情報を知ることはないか又は知る理由がない。
- (5) 本契約の調印後、譲受側の実施対象専利に対して第三者が任意の侵害控訴を行った場合、譲受側が合理的な範囲内で譲渡側に提供するように求める援助について、譲渡側は協力する必要があり、これによる民事責任の負担は、双方の別途の協議により確定される。

(6)			

第十条 技術の輸出入 (オプション)

(c)

双方共に本契約における対象専利の輸出入管理について周到且つ慎重な調査義務を果たしており、且つ対象専利の専利(出願)権の譲渡が適切な技術の輸出入管理の関連規定に適合し、且つ必要な許諾又は授権を得ていること(該当する場合)を承認する。

第十一条 専利権の権利保護

対象専利の譲渡契約登	記完了前に生じた対	付象専利侵害行	行為に対して
権利保護を行うという	譲渡側が有する権利	刊は、対象専利	制の譲渡契約
登記完了後は(譲渡側/譲受側)	が有する。権利	利保護のため
に支払う費用は	(譲渡側/譲受側))の負担とし、	、権利保護に
より得る収益は	(譲渡側/譲受側)	が有する。	

譲受側が上記の権利保護の権利を有すると約定した場合、譲受側が 合理的な範囲内で譲渡側に提供するように求める援助について、譲 渡側は協力する必要がある。

第十二条 専利権が無効宣告された(又は専利出願が拒絶された)場合 の処理

- 1. 効力を有する無効決定により対象専利が全部無効宣告された場合、双方は以下の第______項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する(複数選択可)。
 - (1) **譲渡費用を返還するか否かの処理について**。本契約の効力が生じてから、専利権無効宣告請求審査決定書に記載の決定の日までの間に、譲受側が譲渡費用を支払っていれば、公平の原則に明らかな違反がなく、且つ譲渡側が悪意で譲受側に損失を与えていない場合、譲渡側は譲受側に支払い済みの譲渡費用を返還せず、譲受側も本契約の第三条に記載の全ての資料を返還せずに、未払いの譲渡費用を支払い、そうでない場合、譲渡側は支払い済みの譲渡費用全額を返還する必要があり、譲受側も本契

約の第三条に記載の全ての資料を返還する必要があり且つ未 払いの譲渡費用を支払う必要はない。

- (2) 無効又は訴訟の答弁及び費用について。他者が専利管理部門に対象専利の専利権無効宣告請求を行い、該専利権の無効宣告又は専利管理部門の決定を不服として人民法院に起訴を提起する場合、専利管理部門が譲渡専利をまだ登記していなければ、譲渡側が答弁の責を負い、これにより生じる請求又は訴訟費用は(譲渡側単独/譲受側単独/双方共同/その他)の負担とし、譲渡側は授権請求項に対して削除又は組み込み方式の修正を行い、正式な提出前に譲受側の合意を得る必要がある。専利管理部門が譲渡専利を登記していれば、譲受側が答弁の責を負い、これにより生じる請求又は訴訟費用を負担し、譲受側が合理的な範囲内で譲渡側に提供するように求める援助について、譲渡側は協力する必要がある。
- (3) 契約の履行について。無効宣告された該対象専利が再度有効と判断されるまで、本契約は履行を停止し、譲受側は費用の支払いを停止する。

(4)			

- 2. 譲渡側の専利出願が取り下げられたものとみなされた又は拒絶された場合、双方は以下の第____項に記載の規定に従って処理を行うことを承認する(複数選択可)。
 - (1) 取り下げられたとみなされたことに対する答弁又は拒絶に対す る復審請求及び費用について。取り下げられたとみなす通知 書又は拒絶決定書の発行日が移行期間内であれば、譲渡側が 答弁の責を負い、これにより生じる、公定費用及び仲介機関の 手数料を含む費用は、(譲渡側単独/譲受側単独/双方共同/

その他)の負担とする。取り下げられたとみなす通知書又は拒絶決定書の発行日が移行期間以降であれば、譲受側が答弁の責を負い、これにより生じる、公定費用及び仲介機関の手数料を含む費用を負担し、譲受側が合理的な範囲内で譲渡側に提供するように求める援助について、譲渡側は協力する必要がある。

- (2) **譲渡費用を返還するか否かの処理について。**本契約の効力が生じてから、譲渡側又は譲受側が取り下げられたとみなす通知書又は拒絶決定書を受け取る前に、譲受側が譲渡費用を支払っていれば、公平の原則に明らかな違反がなく、且つ譲渡側が悪意で譲受側に損失を与えていない場合、譲渡側は譲受側に支払い済みの譲渡費用を返還せず、譲受側も本契約の第三条に記載の全ての資料を返還せずに、未払いの譲渡費用を支払い、そうでない場合、譲渡側は支払い済みの譲渡費用全額を返還する必要があり、譲受側も本契約の第三条に記載の全ての資料を返還する必要があり且つ未払いの譲渡費用を支払う必要はない。
- (3) **契約の履行について。**該専利出願に専利権が付与されるまで、 本契約の履行を停止し、譲受側は費用の支払いを停止する。

第十三条 不可抗力

1. 本契約の一方はいずれも合理的な予見、制御、克服又は回避できない理由による本契約における任意の義務の違反又は不履行について責任を負う必要はなく、これらの理由は禁輸、戦争、戦争行為(宣戦布告の有無を問わず)、テロ行為、反乱、暴動、内乱、ストライキ、操業停止、伝染病又は他の労働紛争、火災、洪水、地震、又は他の自然現

象、又は政府当局もしくは他方の作為、不作為もしくは遅滞が含まれる(「**不可抗力事由**」)。

	力事由が生じると、双方は以下の第項に記載の規定に従 処理を行うことを承認する(複数選択可)。
(1)	いずれか一方が不可抗力事由の存在を発見した際は他方に即時 に通知し、当該通知は不可抗力の詳細、程度、影響及び 等を含む。
(2)	いずれか一方が不可抗力事由の存在を発見した際は即時に必要 且つ合理的なあらゆる努力を払って損失を軽減する措置を採 択する必要がある。
(3)	不可抗力事由によりいずれか一方が本契約の約定に基づいて義務を履行することができない場合、本契約の義務を履行できない一方が契約不履行に関する書面の証明を他方に提供する必要があり且つ該証明は該一方にとって本契約の履行が確かに不適であることを明確に表明するものでなければならない。双方は友好的な協議により再確認時期に本契約の約定の内容を引き続き履行する必要がある。
(4)	不可抗力事由により本契約における任意の義務の違反又は履行不能が日間以上継続した場合、一方はいずれも本契約を終了させる権利を有する。不可抗力事由による本契約の終了について、一方はいずれも他方に対して一切の責任を負わない。
(5)	

第十四条 送達

本契約の前文(説明条項)に列記された郵送先住所、担当者等の連絡 先情報は双方の連絡、配布資料の配布、書面書類の送達及び紛争解決 時の法的文書の送達に使用する。一方が連絡先情報を変更する場合、 目前までに書面の形式で他方に通知する必要がある。

第十五条 違約と損害賠償

- 1. 譲渡側が本契約の第三条及び第四条の約定に従って譲受側に資料の配布及び/又は技術サービスと研修の提供を行わず、譲受側が対象専利を実施することができなかった場合、譲受側が対象専利の実施により得ることができる利益を含め、譲受側のこれによる損失を賠償する必要がある。
- 2. 譲渡側が移行期間において対象専利の有効性を維持せず、専利(出願) 権の全ての効力が失われた場合、譲受側は契約を解除し、且つ譲渡側 が全ての譲渡費用を返還し、違約金_____(人民元/米ドル/その 他)を支払うよう要求することができる。
- 3. 譲受側が本契約の約定に従って譲渡費用を期日通りに満額支払わない場合、譲渡費用を追加で支払い、且つ一日当たりの利息___及び遅滞日数に応じて譲渡側に違約金を支払う必要がある。
- 4. 譲受側が契約の機密保持条項に違反し、譲渡側の機密情報が漏洩した場合、譲渡側のこれによる損失を賠償する必要がある。

,	1か一方が本契約における他の義務を履行できない場合、 側のこれによる損失について責任を負う必要がある。	契約遵
,1	切りこれのこれのほかで、「人質圧を見りむ女が切り。	
_		

第十六条 税

双方は法律の規定に従い、法的に規定された各項の納税義務を負う。 本契約の別途の約定がない限り、双方は本契約において生じる全て の税を以下の第___項に記載の規定に従って処理を行うことを承認 する(単一選択)。

(1)	本契約において生じる全ての税は	(譲渡側/譲受側
	/双方各自/その他)の負担とする。	
(2)		

第十七条	紛争解決
	以下の第項に従って本契約に適用される法律を確定する を承認する(単一選択)。
	本契約は中華人民共和国の法律を適用する。 本契約は国際専利(出願)権の譲渡契約であり、双方は
	国/地域(本契約の履行地/本契約の調印地/特定の中立国家 又は地域の法律/双方の所在地の法律)の法律を適用する ことを承認する。
	の履行中に紛争が発生した場合、双方は友好的な協議を行って する必要がある。双方の協議が成立しなかった場合、いずれかー
	以下の第番の方式で処理を行うよう採択することができ 単一選択)。
(1)	(譲渡側所在地/譲受側所在地/本契約の
	調印地/本契約の履行地)の管轄権を有する人民法院に訴訟を提起する。
(2)	二二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
(3)	要請する。
第十八条	契約の効力の発生、変更と終了
1. 本契約/	は(双方の署名押印の日/その他)から
効力 2	が生じる。本契約は計通であり、双方がそれぞれ通を保

有し、さらに一通を専利(出願)権譲渡登記用とし、一通を技術契約 認定登記用とし、それぞれが同等の法的効力を有する。

- 2. 本契約の内容のあらゆる修正又は変更には双方の書面での署名による合意が必要となる。
- 3. 本契約の別途の約定がない限り、一方が本契約の約定の義務に違反した場合、他方は契約違反側に本契約の約定の義務を履行し、且つ相応の責任を負うよう要求することを書面で通知する権利を有する。契約違反側が書面の通知を受けてから」日以内に関連の義務を履行していない場合、契約遵守側は契約違反側に本契約を終了することを書面で通知する権利を有する。
- 4. 双方は、本契約及び本契約において言及されているあらゆる文書が本 契約における協力事項について成立した双方の間の完全な契約を構 成していること、及び本契約が双方の以前の該事項について成立し た又は双方の間に存在する口頭又は書面の全ての取り決め、契約、草 案、保証、陳述又は理解に優先することを認める。

第十九条	その他			
		•		

(本頁以下は本文ではなく、本契約の添付書類及び調印頁に続く)

(本頁は本文ではなく、『専利(出願)権譲渡契約』の調印頁であ る)

譲渡側署名押印

譲受側署名押印

譲渡側法人代表署名押印 譲受側法人代表署名押印

年 月 日

年 月 日

	名称(又は名前)						(押印)
	統一社会信用コー ド						
	法人代表	(押印)	委任作	大理人			(押印)
譲	担当者			·			(押印)
渡側	住 所 (郵送先住所)						
	電話			ケーブ ルアド レス			
	取引銀行						
	口座番号			郵便番号			
	名称(又は名前)				1		(押印)
	統一社会信用コー ド						
	法人代表	(押印)	委任	£代理人			(押印)
譲	担当者			•			(押印)
受	住 所 (郵送先住所)						
側	電話			ケーブ ルアド レス			
	取引銀行						
	口座番号			郵便番号			
	機関名称				年	(公印) 月	日
	法人代表	(押印)	委任	E代理人			(押印)
仲	担当者						(押印)
介側	住 所 (郵送先住所)						
17/4	電話			ケーブ ルアド レス			
	取引銀行			. 1			

口座番号	郵便番号	

添付書類一 補足の名詞と用語

添付書類二 対象専利のリスト

専利の名称	専利出願番号	出願日	授権日	権利者	専利の種 類	現在の 法的状 態

添付書類三 配布資料のリスト

配布資料	配布フロー	査収基準

添付書類四 技術サービス/研修のリスト

技術サービス/研修の内容	提供形式	査収基準

添付書類五 対象専利の権利負担のリスト

専利(出願)権譲渡契約 締結ガイド

国家知識産権局 2023年6月

専利(出願)権譲渡契約 締結ガイド

概要

『中華人民共和国専利法』第十条第一款の規定:「専利出願権及び専利権は譲渡することができる。」『中華人民共和国民法典』第八百六十三条の規定:「技術譲渡契約は専利権譲渡、専利出願権譲渡、技術機密譲渡等の契約を含む」。専利譲渡契約及び専利出願権譲渡契約とは、専利権を合法的に有する権利者が、自身の現在有する特定の専利、専利出願の関連権利について他者と締結する契約であり、技術譲渡契約における重要な二種の契約である。『中華人民共和国民法典』第八百六十二条から第八百七十七条では技術譲渡契約及び技術許諾契約について規定しており、専利(出願)権譲渡契約締結の重要な根拠となる。

専利権譲渡契約の対象は合法的に付与された専利権であり、譲渡側は専利権者であり、譲渡は専利授権後に行われる。専利出願権譲渡契約の対象は専利出願権、すなわち出願人が専利出願した後にその専利出願に対して有する権利であり、譲渡側は専利出願人であり、譲渡は専利授権前に行われる。

契約書の表紙

契約書には、名称及び所在地を含む双方の必要な基本情報を列記する必要がある。締結地、締結日、有効期限等を含む契約自体の関連情報を記入する必要がある。専利権譲渡契約の有効期限について、一般的には対象専利の専利権の有効期限(遅い方)に合わせる必要がある。契約対象が一件の専利のみに関するものである場合、契約対象を特定可能とするために、発明の名称及び専利番号/専利出願番号を含む、契約する対象専利の関連情報を表紙に明記することができる。

前文(説明条項)

説明条項では、双方が如何なる目的で本項目について契約しようとしているのかを含み、契約双方の協力背景を簡単に説明する必要がある。テンプレートに基づき、当事者は実際の必要に応じてさらに補足を行うことができ、考え得る内容は対象専利の構成背景、対象専利の実施の見通し等を含むがこれらに限定されない。

第一条 名詞と用語(定義条項)

定義条項では契約において出現する占有の名詞又は用語を定義する必要があり、その目的は、これらの用語の具体的な意味を明確に区分しておくことで、契約締結中及び後続の契約履行中に契約双方に理解面での相違が生じることを避けるためである。通常、定義の対象となり得る名詞又は用語は「対象専利」、「対象製品」、「技術資料」、「技術サービス」等を含む。

第二条 対象専利の専利(出願)権譲渡

契約の効力を保証するために、契約では対象専利を明確に約定し、「全ての権利」等の曖昧な約定の使用を避け、複数の法律関係が混在することを防止することで、双方の権利義務関係を明確にするように保証する必要がある。実務において、譲受側は対象専利の実施について、譲渡側の他の専利にも依存する可能性があり、当該の専利は対象専利の範囲にないため、双方は関連専利の許諾についても取り決めを成立させることができる。上記の場合、双方が専利実施許諾契約を別途に調印することが推奨される。

専利出願権又は専利権の譲渡は国家知識産権局の譲渡登記の日から 効力が生じ、そのため譲受側は譲渡登記の日に対象専利の所有権及び他 の関連権益を得る。

専利(出願)権譲渡は登記公告後に効力が生じ、そのため双方は譲渡登記の処理について約定を行い、各種の理由による専利(出願)権の譲渡の遅滞を避ける必要がある。例えば、譲渡側が譲渡契約調印の日から7日以内に専利管理部門に対象専利の専利(出願)権譲渡登記申請を行い、該譲渡登記申請について商業的に合理的な最善の努力を払うように約定す

ることができる。疑義を解消するために、双方は「商業的に合理的な最善の努力」について列挙することもできる。また、双方の権利義務関係が対等となるように保証するために、他方も同様に登記処理に協力する義務を負う。

注意すべきこととして、対象専利が抵当状態にある場合、譲渡手続きを行うには質権者の合意を得る必要がある。『専利権抵当登記法』(国家知識産権局公告第461号)第十八条の規定では、専利権抵当期間において、質権者が該専利権の譲渡に合意していることを証明する資料を質権設定者が提出していない場合、国家知識産権局は専利権譲渡登記手続きを行わない。

第三条 配布資料

双方は具体的な状況に応じて、専利(出願)権譲渡契約を締結すると同時に、契約に列挙されている専利書類と資料を配布するだけで契約の目的を達成できるか否かを判断することに特に留意し(特に、対象専利が発明専利又は実用新案である場合、構成、プロセス、図面又は関連の技術機密が配布内容に含まれているか否かを考慮する必要があり、外観設計の場合は通常は技術機密関連内容には言及しない)、関連資料の配布内容を明確且つ具体的に規定することができ、それと同時に契約の各条項の配布範囲の記述の一貫性を保証し、条項の間の矛盾を避ける必要がある。専利権の一部分のみを譲渡する場合、契約において一部分について約定する明確な条項を設定し、専利の帰属についての将来的な紛争の発生を防止する必要がある。

『専利法実施細則』第八十九条の規定では、専利登記簿には以下を記載する。専利権の付与。専利出願権、専利権の移転。専利権の抵当、保全及びその解除。専利実施許諾契約の届出。専利権の無効宣告。専利権の終了。専利権の回復。専利実施の強制許諾。専利権者の名前又は名称、国籍及び住所の変更。『専利法実施細則』第百十八条の規定では、国務院専利行政部門の承認を得れば、如何なる者でも公布又は公告済みの専利出願の包袋及び専利登記簿を閲覧又は複製することができ、且つ国務院専利行政部門に専利登記簿の副本を発行するように請求することができる。

『専利法実施細則』第五十七条の規定では、如何なる機関又は個人も該 専利権評価報告書を閲覧又は複製することができる。

対象専利の法的状態は専利譲渡において確認する必要がある重要な 内容である。一般的に、譲渡側は契約において対象専利の状況について 陳述及び保証を行う。ただし保証は譲渡前のデューデリジェンスに置き 換えられるものではない。譲渡側が譲受側に資料を配布するプロセスは、 譲受側が対象専利の法的状態にデューデリジェンスを行うプロセスでも ある。法的状態は専利管理部門により確認されるため、譲受側は譲渡側 が配布した資料を精査するほか、直接的に専利管理部門が専利登記簿等 を閲覧する方式で、対象専利の法的状態を確認し、対象専利にかつて行 われた又は現在行われている譲渡、許諾、抵当、保全、復審、無効宣告等 の各状況を十分に理解しておく必要もある。専利出願権の譲渡について、 譲受側は専利管理部門が発行した審査意見通知書により、その将来的な 授権の見通しを判断することができる。実用新案又は外観設計専利権の 譲渡について、譲受側は該対象専利の専利権評価報告書が発行されてい るか否か、及び報告書における該専利が授権条件に適合するか否かにつ いての具体的な見解に留意する必要がある。

双方は専利(出願)権譲渡契約を締結すると同時に、契約における 配布資料の配布時期(明確な配布日又は明確な時間)、場所と方式(紙で の配布又は他の形式)及び付随する技術指導及びサービス(あれば)につ いて明確な規定を可能な限り行い、曖昧で複数の解釈がある条項を避け ることで、将来的な紛争の発生を防止しなければならない。具体的には 下記のとおりである。

1. 配布時期

双方は専利(出願)権譲渡契約において自身の状況に応じて、譲渡契約の効力が生じてから一定期間内に(例えば7日以内に)全ての資料を配布するか、又は譲渡登記手続き完了を区切りとして、約定した資料を分割して配布するように約定することができる。双方が資料を配布する履行期限について約定せず、契約の関連条項と取引の慣習に基づいて確定することもできない場合、一方の権利益に影

響を及ぼす履行遅滞に当たらないと法院に判断され得る。

2. 配布方式及び場所

配布方式は手渡し、速達又は電子メールのみに限定されず、譲渡側と譲受側は譲受側が受領したと確認できる全ての配布方式について自身らで約定することができる。契約において技術資料の配布形式について約定していなければ、通常は法院が技術資料を配布する真の意図に基づき、実際の配布形式が、譲受側が専利技術をスムーズに取得できるものであるか否かを判断することにより、譲渡側が配布義務を履行したか否かを判断する。双方は譲受側の所在地又は他の約定した場所を配布場所として選択することができる。

3. 配布資料の査収

譲受側の配布資料の査収義務は実務において一般的であり、その重要な点は査収の期限と行動の採択の期限である。双方はまず前記の期限について約定することで、「合理的な期限」という表現により生じる紛争を避けるように考慮する必要がある。譲受側は自身で査収を行ってもよく、独立した第三者に査収を行うように委任してもよい。査収が不合格である場合について、双方はこのような状況における双方の権利義務、例えば救済措置の回数、契約の終了を認めるか否か、査収費用の負担、査収報告書の署名等について約定する必要がある。

第四条 技術サービスと研修 (オプション)

多くの場合、譲受側は譲渡側の専利権又は専利出願権及び技術資料を取得した直後に、当該技術を独立して実施することはできず、譲渡側による一定の人員研修及び技術指導の提供に依存する必要がある。よって、譲渡契約において、譲受側は通常は譲渡側の技術協力提供義務について約定する(通常は、対象専利が発明専利又は実用新案である場合は、技術サービス又は研修が必要となる可能性が高く、対象専利が外観設計である場合は、必要となる可能性が低い)。将来的な紛争を避けるため

に、譲渡側は関連の技術サービス及び研修の提供方式、査収基準、費用等について譲受側と詳細に約定することができ、そのうち、技術サービス及び研修の費用について、双方が譲渡費用で賄っている場合、支払いの取り決めを別途に行う必要はない。

また、譲受側は譲渡側に技術協力の結果に対する責任を負うよう要求することができ、例えば譲受側が対象製品の製造に成功するように又は特定の生産効率及び品質に到達するように譲渡側が約束又は保証することを約定することができる。この場合、譲渡側は条項の記載表現に特に留意し、自身の義務を完全且つ合理的に履行しながら、過度の責任を負わないようにする必要がある。

第五条 譲渡費用及び支払い方式

双方の間の商業上の取り決め及び対象専利の範囲の違いに応じて、 譲渡費用及び支払い方式もそれぞれ異なる。譲渡費用の支払い方式は通 常は、一括支払い及び分割支払いを含む固定費である。珍しい事例では、 マイルストーン支払い又はランニングロイヤリティ支払いが生じること もあり得る。具体的には下記のとおりである。

1. 固定費

固定費は支払い方式に応じてさらに一括支払い及び分割支払いに細分化することができる。

- (1) 一括支払い。一括支払いは譲受側が譲渡費用を一括で清算可能である必要があり、譲受側の高い資金支払い能力が求められる。
- (2) 分割支払い。分割支払いは譲渡側と譲受側の利益及びリスクを 一体にすることができ、譲受側が可能な限り迅速に専利技術を 会得して生産を開始するように譲渡側がより関心を持ち且つ より協力することを促進するのに有利であり、譲受側の経済的 負担を軽減し、譲受側に一定の保護を提供するのに有利である。

固定費支払い方式の譲受側にとっての有利な面は、譲受側が生産又

は販売状況を譲渡側に定期的に報告する必要がないことであり、また、専利の使用状況の報告を行うための追加の費用及び譲渡側の生産又は販売状況の監査への参加による生産経営活動への悪影響を低減することもできる。

2. ランニングロイヤリティ

- (1) イニシャルペイメント。イニシャルペイメントは一般的に固定 の金額として約定され、契約調印の日から一定期間内に支払い、 且つ一般的に他の支払いの前提条件はない。対象専利の価値に 応じて、イニシャルペイメントの金額も異なる。
- (2) 売上高のランニングロイヤリティ。売上高のランニングロイヤリティとは、対象製品の販売後に、一か月/半年/一年ごとの純売上高から双方が約定した一定の割合で譲受側が譲渡側に支払いを行う返還不可の売上高のランニングロイヤリティである。契約双方は純売上高の定義に留意し、後続の関連代価の計算時に紛争が起こるリスクを低減する必要があり、販売対象、計上の根拠、差し引き範囲等の事項について、双方は添付書類一等で別途約定することで明確にすることができる。

売上高のランニングロイヤリティの計算は純売上高と密接に関係しているため、譲渡側は通常、譲受側の販売、在庫等の財務データの監査及び調査を要求することができる。譲受側としては、該対象製品の販売データを保有し、譲渡側に該販売データ、及び合理的な補助資料、例えば第三者の監査機関が発行した報告書を提供する義務を有する。譲渡側が譲受側の提供する販売データに疑義を有する場合、譲受側がそれについて説明を行うように又はさらなる説明資料を提供するように要求する権利を有する。譲渡側が第三者の財務監査機関に自身で委託して該販売データの確認を行うこともある。監査結果と譲受側が発行した報告書が一致しない場合、譲渡側は監査が基準を満たさない場合の処理方式について約定することもできる。それに対応して、生じる追加の監査費用についても、双方は譲渡契約

において明確に約定する必要がある。

(3) 利益のランニングロイヤリティ

純売上高から双方が約定した一定の割合で譲受側が譲渡側に 譲渡費用の支払いを行うこととは異なり、利益のランニングロイヤリティの計算基準数値は譲受側の対象製品の純利益である。譲受側は、通常は実際の販売価格から対象製品に関する全てのコストを差し引くことで、売上高のランニングロイヤリティの計算基準数値を下げようとし、譲渡側は差し引き可能なコストの範囲を制限しようとする。よって、契約双方は純利益の定義に留意し、後続の関連代価の計算時に紛争が起こるリスクを低減する必要があり、販売対象、計上の根拠、差し引き範囲等の事項について、双方は添付書類一等で別途約定することで明確にすることができる。

4. 国際決算方式

該契約が国境を超えた専利(出願)権譲渡契約である場合、国際決算方式を採用すべきであり、通常は国際送金、国際代金取立て、国際信用状、国際ファクタリング等がある。国際送金とは譲受側から代価を譲渡側に自発的に送る決算方式であり、注文時現金払い、一覧払い、書類引換現金払いを含む。国際代金取立てとは譲渡側から譲受側に為替手形を振り出し、銀行に委任して譲受側から代価を回収する決算方式である。国際信用状とは信用状開設依頼銀行が開設依頼者からの請求又は自身の必要性に応じて第三者(受益者)に発行する、一定条件下での支払いを保証する証書である。国際ファクタリングとは譲渡側が売掛金勘定明細書及び船積書類をファクターに譲渡することで代価を回収し、ファクターが譲受側の未払い又は支払い遅滞の責任を負うという決算方式であり、リコースファクタリング及びノンリコースファクタリングを含む。

国際送金及び国際代金取立てでは銀行が代価の保証を一切せず、支払われるか否かは買い手の信用に完全に依存し、双方の協力関係が

良好である場合に適し、比較的便利である。一方、国際信用状、国際 ファクタリングでは銀行又はファクターが買い手の違約のリスクを 負担するため、譲渡側に有利である。

第六条 専利実施と実施許諾の状況及び対処方法

専利実施及び実施許諾が譲受側の得る権益に大きな影響を与えるということに鑑み、双方は譲渡契約の効力が生じる前に、譲渡側が対象専利を実施しているか否か、又は他者が対象専利を実施することを許諾しているか否かの状況をまず確認する必要がある。

譲渡側が対象専利を実施している状況について、双方は契約の効力が生じた後に譲渡側が該専利の実施を即刻停止するように約定することができ、又は、本契約の効力が生じる前の範囲内で該専利を実施する等の別途の約定を行うことができる。譲受側は必要性及び状況に応じて、譲渡側と慎重に交渉し、対象専利を実施する範囲が不適切であることによる悪影響を避ける必要がある。また、実務において(例えば団体内部の専利譲渡において)、契約の効力が生じた後に譲渡側が対象専利を引き続き実施することに双方が合意している場合があり、上記の場合は実際には譲受側が譲渡側に専利実施許諾を行うこととなり、双方は具体的な許諾期間、実施範囲、許諾費用等の事項について約定して第六条第1款第(4)項に明記するか、又は専利実施許諾契約に別途に調印する。

譲渡側が第三者に対象専利の実施許諾を付与している状況について、 『最高人民法院の技術契約紛争案件の審理の適用法律のいくつかの問題 についての解釈』第二十四条第二款の規定では、「譲渡人と譲受人の間で 成立した専利権、専利出願権譲渡契約は、契約成立前の譲渡人と他者と の間で成立した関連の専利権実施許諾契約又は技術機密譲渡契約の効力 に影響を及ぼさない。」

よって、双方はいずれも、譲渡契約の効力が生じた後に譲受側が許諾契約の当事者になることはなく、譲渡側とライセンシーが引き続き許諾契約の双方として関連の権利を有し且つ関連の義務(例えば非専利技術資料の提供、人的支援の提供、許諾費用の支払い等)を履行するということを認め、且つ譲渡側と第三者の間で調印した対象専利の実施許諾を

付与する契約においてこれに反する他の約定もない場合、第六条第2款第(1)項の取り決めを適用するように選択することができる。

双方の合意があり、譲渡契約の効力が生じた後に譲渡側が譲受側から許諾契約の当事者として引き継いで対応するように権利義務を受け継ぐ場合、『中華人民共和国民法典』第五百五十五条(当事者の一方は相手方の合意を得て、契約における自身の権利及び義務を合わせて第三者に譲渡することができる)に従って、これについて許諾契約のライセンシーの合意を得る必要もある(譲渡側と第三者の間で調印した対象専利の実施許諾を付与する契約にこれに反する内容がない場合)。

当然ながら、双方は、譲渡側が本契約の効力が生じる日よりも前に他者に対象専利の実施を許諾していた許諾契約を終了させるか、又は双方が認めた他の合法的な方法を実行するように約定することもできる。譲受側が留意すべきこととして、譲渡側が第三者に対象専利の実施許諾を付与している状況は対象専利の権利負担となっており、譲受側の関連権利を保証するために、本契約の第九条第1款で第(3)項を選択するのが適切である。

第七条 移行期間条項

専利(出願)権譲渡は国家知識産権局が登記した後に効力が生じるため、譲渡契約の効力が生じてから国家知識産権局が登記するまでの間は、専利(出願)権譲渡の効力がなく、この時期が移行期間であり、この期間の専利許諾、専利維持義務、費用、責任の所在等について約定を行う必要がある。

移行期間の取り決めの条項について、双方はまず専利の有効性を維持する義務の主体及び期限に留意し、自身が過度な又は不合理な義務及び責任を負うことを避ける必要がある。通常は、譲渡側が移行期間に専利権又は専利出願の有効性を維持することで、権利の譲渡をスムーズに実現する責任を負う。登記公告後は、権利が実際に移転しているため、専利の有効性の維持義務も譲受側に移転することとなる。

移行期間において、譲受側は実際にはまだ専利権又は専利出願権を 得ていないため、該専利を事前に使用する場合は、譲渡側が使用を許諾 する形式で譲受側に使用させることができ、この時に許諾形式(一般的 な許諾/独占的な許諾/排他的な許諾)及び許諾地域、許諾費用を別途 納入する必要があるか否か等も明確にする必要がある。

第八条 機密保持条項

専利(出願)権譲渡では、譲渡交渉が長期化し、関与する人員が多くなり(例えば双方の関連当事者、従業員、取締役、代理人、請負業者、コンサルタント及び顧問等)、情報交換が広範になり、これらのいずれによっても専利(出願)権譲渡交渉中に開示された双方当事者の商業的情報が漏洩しやすくなる。また、専利(出願)権譲渡後は、双方とも、例えば未公開の専利出願、技術資料及び財務、商業、業務、運営又は技術的な他の情報及びデータ等のような、漏洩すると情報保有者に致命的な影響を与える各種の情報を開示することができる。よって、譲渡契約において、双方は譲渡交渉中及び後続の過程において開示する情報を機密情報として双方の機密保持義務を定義して明確にする必要がある。

第九条 陳述と保証

陳述と保証の条項は譲渡側が対象専利の合法的な権利者であり、対象専利の完全な権利を有するということを保証するためのものである。また、譲渡契約の効力が生じた直後に、双方に拘束力を有するということを保証するためのものでもある。よって、本条項は譲渡契約を正常且つ有効に実施するための基礎となり、これに基づいて双方は実際の状況と照らし合わせ、必要と考えられる陳述と保証の条項を別途に追加することができる。

陳述と保証の条項において、譲受側が対象専利を実施する際に任意の第三者の権利を侵害しないように譲渡側が保証し、さもなくば譲受側のこれによる損失を譲渡側が賠償するように譲受側が要求するケースが考えられ、この陳述と保証は譲渡側に対する要求が高く、当事者双方は専利の法的特性と照らし合わせて慎重に考慮する必要がある。実務において、譲渡側が「権利不侵害保証」を行うよう要求するのであれば、譲渡

費用もそれに応じて高くなる。譲受側が対象専利を実施する際に任意の 第三者の権利を侵害しないように譲渡側が保証することができない場合、 双方は具体的な状況に応じて、対象専利の実施により第三者の権利を侵 害した時の具体的な責任の所在及び費用について約定することができる。

第十条 技術の輸出入管理 (オプション)

技術の輸出入管理について、『中華人民共和国技術輸出入管理条例』 第二条では専利(出願)権譲渡を規制範囲に盛り込んであり、輸出入禁止、輸出入制限及び輸出入自由の三つに分類し、各区分でのそれぞれの管理要件に留意し、行政の強制力のある規定を無視することで契約の履行不能等の違約が発生することを防止する必要がある。

専利(出願)権譲渡が中国と他の国家/地域の間で行われる場合、中国の法律法規に規定の技術輸出入管理規則に加え、外国の法律法規に規定の技術輸出入管理要件が存在する可能性もある。双方は譲渡計画の商業上の目的に鑑み、対応する権利義務(主に技術の輸出入のコンプライアンスリスクの相手方への確認、警告及び技術の輸出入の行政手続き義務の履行)について取り決めを行う必要がある。

第十一条 専利権の権利保護

専利(出願)権の譲渡前の権利侵害行為について、譲受側が相応の訴訟権利を享受するか否かは、元の権利者と現在の権利者が専利(出願)権の譲渡中に明確に約定しているか否かに依存し、すなわち譲渡契約において譲渡前の権利侵害行為の訴訟権利も移転すると約定されていれば、譲受側は譲渡前の権利侵害行為の訴訟権利も譲受することができる。以上から分かるように、譲渡側と譲受側の間で訴訟権利について明確な移転の約定を行う必要があり、明確な移転の約定がなければ、訴訟権利の譲渡は行われず、譲受側には譲渡前の権利侵害行為に対して訴訟を提起する権利がない。

第十二条 専利権が無効宣告された(又は専利出願が拒絶された)場合の処理

『専利法』第四十七条の規定では、無効宣告された専利権は当初から存在しなかったものとみなされる。専利権の無効を宣告する決定は、

専利権の無効宣告前に履行された専利譲渡契約に対して、遡及効を有しない。ただし専利権者の悪意により他者に与えた損失については、賠償する必要がある。前項の規定に基づくと、専利譲渡費用を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合、全て又は一部を返還する必要がある。上記の規定に基づくと、専利権が無効宣告された時に、未履行の又は履行中の専利譲渡契約は履行を即刻停止する必要があり、譲受人は関連費用の支払いを停止することができる。

専利権の無効宣告の際の紛争で一般的なケースは、専利権が無効宣告された際の譲渡費用の扱いについての紛争を含む。この場合、司法実務では一般的に譲渡契約における関連の約定に従って譲渡費用の処理を行う。よって紛争を避けるために、双方は譲渡契約において専利権が無効宣告された際の支払い済み又は未払いの譲渡費用の扱いについて明確に約定する必要がある。双方は譲渡費用の全額を返還するように約定することができ、一部を返還するように決定することもでき、契約が一定期間を超過して履行された場合又は譲受側が経済的な利益をすでに得てから専利権が無効宣告された場合は、返還しないか又は少額を返還するように約定することもできる。また、無効宣告請求又は訴訟に対する答弁及び費用についても、双方は約定を行う必要がある。非常に留意すべきこととして、無効審決で専利権の請求項の一部無効が宣告される可能性があり、一部の請求項が有効である場合、上記の起こり得るケースに関して約定を明確にすることが推奨される。

専利出願権譲渡契約について、専利出願は授権されていない可能性がある。外観設計及び実用新案よりも、発明専利出願は審査が厳格であり、専利出願譲渡後に、専利権が付与されるか否かは確定できない状態である。譲受人の目的は、専利出願権を譲受して専利権を取得することであるため、専利出願権譲渡契約において、専利権を取得していない時の処理について、双方が明確に約定する必要がある。

『最高人民法院の技術契約紛争案件の審理の適用法律のいくつかの問題についての解釈』第二十三条の規定では、「専利出願権譲渡契約の当事者が、専利出願が拒絶されたこと又は取り下げられたとみなされたことを理由に契約の解除を請求する場合、該事実が専利法第十条第三款に

従って専利出願権譲渡登記を行う前に生じたのであれば、人民法院はこれを支持する。譲渡登記後に生じたのであれば、当事者の間で別途の約定がない限り、これを支持しない。」該規定に基づくと、専利出願が取り下げられたとみなされること又は拒絶されることについて、双方は契約解除の条件として約定することができる。取り下げられたとみなされたか又は拒絶された場合は救済措置を行ってもよく、授権の可能性がまだ存在するため、すぐには契約解除をせずに、取り下げられたとみなされたことに対して答弁を行うか、又は拒絶決定に対して復審請求を行うように約定し、関連の費用を明確にすることもできる。

譲渡費用を返還するか否かの処理について、譲渡費用の全額を返還するように約定することができ、一部を返還するように決定することもでき、契約が一定期間を超過して履行された場合又は譲受側が経済的な利益をすでに得てから専利出願が取り下げられたとみなされたかもしくは拒絶された場合は、返還しないか又は少額を返還するように約定することもできる。双方は専利出願権譲渡契約において支払い方式を分割支払いとするように約定し、譲受側が専利権を得てから、譲受側が残りの金額を支払うことで、譲受側のリスクを低減するように約定することもできる。

第十三条 不可抗力

不可抗力条項の役割は双方の特定の状況における責任を免除することであり、双方は何が不可抗力であるか、不可抗力発生後の契約の取り決め及び損失に対する責任の分担方式、不可抗力発生後の通知形式に、通知の期限、通知の形式(例えば書面の形式等)、通知の内容を含む契約上特殊な要件があるか否か、及び如何にして損失を即時に減少させるか、いつ契約を終了させるか等について明確に約定する必要がある。

第十四条 送達

専利(出願)権譲渡契約に関する技術資料が複雑且つ専門的である可能性を考慮し、専門の担当者が対応するように双方が取り決めることで、専利(出願)権譲渡のスムーズな完了を保証することが推奨される。また、送達条項を約定することで、双方に紛争が発生した際に、双方が通

知、資料の送達について争議することを避けることもできる。

第十五条 違約と損害賠償

譲渡側が譲渡契約を履行する際に、違約行為が存在する可能性がある。通常は、譲渡側の一般的な違約のケースは、技術資料、技術サービス、研修を提供しないケース及び適時に完全に提供しないケース及び対象専利が第三者の合法的な権利を侵害しているケース等を含む。譲受側が譲渡契約を履行する際にも、違約行為が存在する可能性がある。通常は、譲受側の一般的な違約のケースは、譲渡費用を支払っていないケース又は適時に満額を支払っていないケース及び契約の機密保持条項に違反することで、譲渡側の機密情報を漏洩させるケース等を含む。

上記の違約行為について、双方は譲渡契約において違約条項を規定し、契約違反側が一定金額の違約金を支払うように要求することができ、且つ契約遵守側がこのような場合に契約を終了させる権利を有するように規定することもできる。ただし双方にとって、このような違約行為は故意でなくても発生する可能性があり、その場合、例えば譲受側が譲渡費用を支払わなかったために、譲受側が製品の生産又は販売を停止しなければならなくなったのであれば、譲受側に補填が困難な損失が生じる可能性がある。よって、双方は契約において違約通知期間を約定し、契約遵守側がこのような状況で契約違反側に通知を行い、且つ契約違反側が救済措置を行うことを許可するように要求し、契約違反側が通知の期限内に一切の救済措置を採択しない場合に限り、契約遵守側は契約終了等の権利を行使することができる。

違約金が約定されている場合を除き、当事者の一方が契約義務を履行しないか又は不適切な約定を履行することで、相手方が損失を受けた場合も、損害賠償を主張することができる。『民法典』第五百八十四条によれば、損失賠償額は、契約履行後に得ることができる利益を含む、違約による損失に相当すべきである。ただし、契約違反側が契約成立時に予見できる違約により生じる可能性のある損失を超えることはない。

第十六条 税 (オプション)

専利(出願)権譲渡契約において、各当事者の納税義務等の事項の

条項について、通常は「税」の条項と称する。納税主体が如何に納税するかは、納税主体又は納税客体の管轄権を有する国家の法律により規定されるものとする。取引の当事者は納税主体として、如何なる形式で約定された納税事項でも、法律で規定された納税義務を排除することはできない。

しかし、専利(出願)権譲渡契約において通常は税の条項が見られる。その主な理由は以下のためである。(1)当事者が当事者同士の間で生じる可能性のある税務事項の誤解を避けるために、法律に規定の納税義務を再説明する必要があるため。(2)我が国の税法では各種の税の納税義務者を明確に規定しているが、納税義務者以外の者が税を負担するように納税義務者と契約の相手方が約定することを明確には禁止しておらず、契約双方が税の条項で税の経済的負担についての約定を行うことができるため。

第十七条 紛争解決

紛争解決条項では譲渡契約に適用される法律及び紛争解決方式を明確にすべきである。

適用される法律の面では、専利(出願)権譲渡契約が国際的な要素に関連しない場合、中華人民共和国の法律を統一的に適用する。一方の当事者が中国国民又は法人であるか、譲渡行為が中国で発生する場合、一般的に中華人民共和国の法律を適用するものとする。専利(出願)権譲渡契約で調整するのが国際知的財産権関係である場合、『中華人民共和国国際民事関係法律適用法』第四十一条及び第四十九条に基づき、当事者が契約において知的財産権の譲渡に適用される法律を協議して選択する必要があり、一般的なものとしては、契約を履行する場所の法律、契約調印地の法律、特定の中立国家又は地域の法律、双方の所在地の法律等がある。

紛争解決方式は一般的に調停、訴訟及び仲裁に分けられる。双方が 紛争解決方式を如何に選択するかは、特に訴訟及び仲裁の二種の方式の 選択において、効率、柔軟性、権利救済措置等の多方面の要素を総合的に 考慮する必要がある。 効率の面で考慮すると、双方は紛争が発生すると、金銭的、時間的コストがかかるのを避けるために、一般的に可能な限り短期間で解決したいと考える。この点において、仲裁が優勢である。まず、仲裁は受理及び開廷手続きが簡単であるのに対し、訴訟は複雑である。次に、仲裁は最終的なものであり、裁決の効力が直ちに生じる。訴訟は二審を最終審とし、当事者が一審の判決を不服とする場合は上訴することができ、上訴提起手続きにも時間がかかる。

権利救済措置の面で考慮すると、仲裁は最終的なものであり、迅速 且つ便利であると同時に、二審の監督的役割を失っており、当事者は権 利をさらに主張する手立てを講じる余地がない(法的には、当事者は法 院に仲裁裁決の取り消しを申請することができる)。比較すると、訴訟は 二審を最終審とし、法的に効力がある判決でも、当事者は上級法院に再 審を申請することができ、幅広く救済措置をとることができる。また、解 決方式として仲裁と訴訟のどちらを採択しても、仲裁廷が裁決を下す前 又は法院が判決を下す前に、当事者は調停を行うことができる。

第十八条 契約の効力の発生、変更と終了

本条項の役割は、譲渡契約の効力が生じる時期、及び契約を変更、 修正、終了する場合に満たす必要がある条件を明確にすることであり、 一般的な契約の基本条項である。実務において、当事者は専利(出願)権 の譲渡契約の効力が生じる日を特別に設定することができ、その場合、 双方は第十八条において別途に約定することができる。

第十九条 その他

前出の十八条には含まれないが、予見不可能な技術的問題の解決方法、予見不可能な法的問題の解決方法等を含む、他の特殊な約定のような、特別に約定する必要がある内容。

出所:国家知識産権局商標局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/6/30/art_75_186010.html

※本ウェブサイトには、当事者が、実情を踏まえた上で、自発的かつ合理的な選択に 基づいて契約書等を使用すべきであることが記載されている。 ※本資料は、ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。